

下請契約の適正化等について（必ずお読みください）

高知市発注の工事を下請施工させる場合は、高知市発注工事に係る下請契約の適正化に関する要綱及び市発注工事に係る下請契約の適正化を図るための指針（以下「要綱等」といいます。）に沿って、次の事項について注意してください。

1 適切な下請契約の締結

- (1) 一括下請又は不必要な重層下請は行わないこと。
- (2) 下請負人の選定にあたっては、建設業法の規定を満たす者であることはもとより、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全管理の状況、労働福祉の状況及び下請負人との取引の状況等を総合的に勘案し優良な業者を選定すること。
- (3) 下請契約を締結する以前に、当該下請契約に関しできる限り具体的な内容を提示し、かつ、下請が当該建設工事の見積りをするために必要な一定の期間を設けること。
- (4) 契約の締結は、建設工事標準下請契約約款又はこれに準じた契約書によること。
- (5) 契約の当事者は対等な立場で十分協議を行ない、施工責任範囲及び施工条件を明確にするとともに、適正な工期及び工程を設定すること。
- (6) 請負価格は、施工責任範囲、工事の難易度、施工条件等を反映した合理的なものとすること。
- (7) 請負価格は適正な労務賃金の支払が確保できるものとし、少なくとも労務賃金が最低賃金法に基づく最低賃金を下回ることはないように決定すること。
- (8) 請負価格は、見積及び協議を行う等適正な手順により決定すること。
- (9) 下請契約の締結後、正当な理由なくして請負価格の減額は行わないこと。
- (10) 元請負人は、下請負人からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から 20 日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了すること。
- (11) 元請負人は、完成を確認するための検査を確認した後、下請負人が申し出たときは、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。（引き渡しについて、下請契約において定められた工事完成の時期から 20 日以内の一定の日とする旨の特約がある場合を除く。）

2 下請契約締結の報告

下請契約を締結したときは、当該契約締結の日から 14 日以内に下請負人選定・下請施工通知書及び下請契約書の写しを工事課監督職員に提出すること。

3 適正な代金支払等

- (1) 下請代金の支払いは、元請負人が支払いを受けた日から 1 か月以内で、かつ、できる限り短い期間に支払うこと。（適正に支払がなされているか、市が調査する場合があります。）
- (2) 前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して資材の購入、建設労働者の募集その他、建設工事の着手に必要な費用を現金で前払金として支払うこと。
- (3) 下請代金の支払は、できる限り現金払とすること。現金払と手形払を併用する場合は支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については現金払いとすること。

- (4) 手形期間は、90 日以内で、できる限り短い期間とし、事情がある場合があっても 120 日を超えないようにすること。また、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形は交付しないこと。
- (5) 下請負人に対して建設工事に必要な資材を元請負人から購入させる場合には、下請代金の支払期日前に当該資材の代金を支払わせないこと。
- (6) 下請負人が倒産、資金繰りの悪化等により、関係者に損害を与えることのないよう十分配慮すること。
- (7) 資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者に対しても、(1)から(6)までの事項に準じた配慮をすること。

4 施工体制台帳の作成及び施工体系図の作成等

契約金額に関わらず施工体制台帳(施工体系図を含む)を作成し、工事課監督職員に提出すること。

5 雇用管理等

下請契約により定められた事項を適正に履行するよう指導、助言その他の援助を行うとともに、適正な工程管理の実施、労働基準法、建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働安全衛生法の遵守、労働保険料の適正な納付等の措置を講じること。

6 勤労者退職金共済機構への加入等

勤労者退職金共済機構への加入並びに証紙の購入及び共済手帳への貼付について、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 勤労者退職金共済機構に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者すべてについて証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- (2) 建設業退職金共済掛金収納書届を工事契約締結の日から 1 か月以内に市担当部署に提出すること。なお、期限内に収納書を提出できない特別の事情がある場合においては、あらかじめその事由及び証紙購入予定をあわせて申し出ること。
- (3) 下請負人（二次以下の下請負人を含む。以下同じ）に対して建設業退職金共済制度の趣旨を説明し、下請負人が雇用する本制度の対象労働者数及びその延べ就労日数を的確に把握するとともに、これらの対象労働者について必要となる証紙をできるだけ一括して購入し、現物により下請負人に交付すること。ただし、現物交付が困難な場合は、共済掛金相当額を下請代金中に算入すること。

7 資材業者等の保護

下請負人のほか、資材業者、建設機械又は仮設機械リース業者、保安業者等に対しても要綱等における下請負人の保護の規定に準じて適正に処置すること。

8 工事事務防止等

保安要員の適正配置、地下埋蔵物に対する取扱いの配慮及び従業員の技術研修等安全管理体制を強化し、事故絶滅に努めるとともに、交通事故等を起こさぬよう万全の注意を払うこと。

9 地元業者への配慮

下請施工をさせるにあたっては、地元業者を優先するよう配慮すること。

10 その他の注意事項

- (1) 上記のほか、建設業法等の関係法令等を遵守すること。
- (2) 再下請負契約においても、上記 1、3、7、8、9 に関して、下請負人にその内容を周知させること。